

---

令和4年 第108回(定例)神河町議会会議録(第4日)

令和4年6月28日(火曜日)

---

議事日程(第4号)

令和4年6月28日 午前9時開議

- 日程第1 第56号議案 令和4年度神河町一般会計補正予算(第2号)  
日程第2 第57号議案 令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第3 第58号議案 令和4年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第4 第59号議案 令和4年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第5 第63号議案 令和4年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第1号)  
日程第6 第64号議案 令和4年度神河町一般会計補正予算(第3号)  
日程第7 第65号議案 令和4年度神河町浄化槽事業特別会計予算  
日程第8 議員派遣の件  
日程第9 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 第56号議案 令和4年度神河町一般会計補正予算(第2号)  
日程第2 第57号議案 令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第3 第58号議案 令和4年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第4 第59号議案 令和4年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第5 第63号議案 令和4年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第1号)  
日程第6 第64号議案 令和4年度神河町一般会計補正予算(第3号)  
日程第7 第65号議案 令和4年度神河町浄化槽事業特別会計予算  
日程第8 議員派遣の件  
日程第9 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について
- 

出席議員(11名)

1番 小島 義次	7番 松岡 宣彦
2番 木村 秀幸	8番 藤森 正晴
3番 澤田 俊一	9番 藤原 資広
4番 廣納 良幸	11番 栗原 廣哉
5番 安部 重助	12番 小寺 俊輔
6番 吉岡 嘉宏	

---

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 小 林 英 和      主査 ..... 鶴 野 雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	山 名 宗 悟	建設課長 .....	野 崎 直 規
副町長 .....	前 田 義 人	地籍課長 .....	藤 田 晋 作
教育長 .....	入 江 多喜夫	上下水道課長 .....	谷 総 和 人
総務課長 .....	岡 部 成 幸	健康福祉課長 .....	桐 月 俊 彦
総務課参事兼財政特命参事 .....	黒 田 勝 樹	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事 .....	木 村 弘 美
税務課長 .....	長 井 千 晴	会計管理者兼会計課長 .....	北 川 由 美
住民生活課長 .....	平 岡 民 雄	町参事兼病院副院長兼事務長 .....	春 名 常 洋
住民生活課副課長兼防災特命参事 .....	井 出 博	病院総務課長兼施設課長 .....	井 上 淳一朗
農林政策課長 .....	前 川 穂 積	教育課長兼給食センター所長 .....	高 橋 宏 安
ひと・まち・みらい課長 .....	真 弓 憲 吾	教育課参事兼社会教育特命参事 .....	宮 本 公 平
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事 .....	石 橋 啓 明		

午前9時00分開議

○議長（小寺 俊輔君） おはようございます。それでは、再開いたします。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達していますので、第108回神河町議会定例会第4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に入る前に、申し添えておきます。廣納議員より、体調の都合により起立困難の届けがあり、着座での発言、挙手をもって採決の意思表示をしたいということでございます。これを許可いたしておりますので、御了承願います。

それでは、早速日程に入ります。

日程第1 第56号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第1、第56号議案、令和4年度神河町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

澤田俊一総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（澤田 俊一君） おはようございます。3番、総務文教常任委員会委員長の澤田です。それでは、第56号議案、令和4年度神河町一般会計補正予算（第2号）の審査報告をいたします。

6月14日の本会議において総務文教常任委員会に審査を付託されました第56号議案につきましては、6月17日に委員会を開催し、行政成果、財源の確保、適正な事務執行、負担の公平性、費用対効果といった観点から審査を行いました。採決の結果、委員全員の賛成により、当委員会としては、原案のとおり可決することに決定しました。なお、討論はありませんでした。

次に、5番の審査の内容報告であります。審査に当たり、デマンド交通事業委託料の内訳書と新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金を財源とする新規事業である補助金、給付金、支援金の交付要綱の追加資料の配付、説明を受けております。

続いて、審査過程での主な質疑応答は次のとおりです。

まず、デマンド交通事業の車両改造委託料400万円について、平成30年新規登録から5年経過した公用車を改造することのだが、同じ改造経費をかけても新車と中古車では耐用年数が変わるのではないかと、費用対効果は考えたか、当該公用車自体の耐用年数は何年ぐらいと見込んでいるのかに対しまして、地域交流センターで使用していた車両で、走行距離は1万6,153キロメートルと短く、今後も十分に使えると考えているとのことでありました。

関連した答弁としまして、現在、車両の納品には大変時間がかかる。年度内に試験運行を開始できるように、既存の車両を改造することとした。改造項目20項目全てを改造するものではなく、改造事業者や陸運局等と調整しながら必要に応じて改造したいと考え、車両改造委託料400万円を計上している。

これに対しまして、質問として、車両改造委託料400万円は、改造項目20項目の見積額を合計したものかとの問いに対しまして、20項目それぞれの金額を積み上げたものではない。他市町の事例を参考にしたとの回答でありました。

それに対して、400万円の算出根拠は他市町に聞いて委託料を決めたとのことだが、改造項目個々の金額の積み上げでないのは、公金を使うに当たって決め方が逆ではないか、神姫グリーンバス株式会社の見積りではないのかとの問いに対しまして、デマンド交通について、3市を視察した。その中の1市の見積りを参考にしている。神姫グリーンバスの見積りではない。順番が逆になったが、早期に実施するために今回の補正予算で最低限必要な改造経費を計上させていただいているので、何とか御理解いただきたいとの回答でありました。

関連して、改造項目について、陸運局との調整が必要と説明があったが、試験運行する段階の車両の使用について許可要件があるのかの問いに対しまして、陸運局に確認したところ、基本的には福祉要素を入れないのであれば大きな改造は必要ないとのことである。ただ、運行を委託する交通事業者等の意見も聞く中で、交通事業者としての責任を果たすために、最低限必要な改造がなければ責任が持てないとの意見を聞いているとの回答でありました。

その回答に対しまして、運行を委託する交通事業者との説明があったが、既に委託先は決まっているのか。町としては、現在コミュニティバスを運行されている交通事業者にデマンド運行についてもお願いしていきたいと説明を聞いてきた。しかし、所管の産業建設常任委員会では、他市町では任意の団体が運行を請け負うなどの運営形態の事例もあるので、十分に調査して今後の進め方を提案するようにとの意見があった。現在の町の考え方を副町長に整理してほしいとの問いに対しまして、副町長から、産業建設常任委員会に西脇市、たつの市、丹波市の状況を提出させていただいている。3市とも市内の交通事業者であるタクシー会社がデマンド交通を請け負っている。当町がデマンド交通を行う基本的な考え方は、コミバスの利用者が一番少ない時間帯である10時から15時の間、コミバスの運行を止め、デマンドで運行するということである。コミバスという名称の一くくりの中で、この時間帯だけコミバスをデマンドに替えて運行すると理解していただきたい。公共事業として安全運行するためには、地域の実情を把握されている交通事業者をお願いしたいと考えている。町内の交通事業者は、タクシーとバスを運行されている1社しかないという実態から、神姫グリーンバス（株）をお願いするしかないと考えている。改造費の予算が先か、手続が先かという点については、車両の乗降口、電動格納式大型ステップの取り付けに4か月を要すると聞いており、6月に予算を確保し、公共交通活性化協議会や陸運局との協議を経て、1月の試験運行に間に合わせたいと考えた。5月の産業建設常任委員会でこのような説明ができておればよかったと反省しているとのことでありました。

それに対しまして、副町長の説明で状況はよく理解できた。公共交通の関係については、神姫グリーンバス株式会社しかないと決定しているのであれば、そのようにしたいと明言すべきであるとの問いに対しまして、7月の第1回公共交通活性化協議会において、町として神姫グリーンバス株式会社をお願いしたい旨を提案し、了承いただく予定であるとの回答でありました。

次に、林業担い手経営支援事業について、森林施業の際に用いた燃料費に限定されているが、どのように確認するのかの問いに対しまして、造林や搬出に使う機械が対象となる。グラップルやフォワーダーなどの林業機械や、作業道を造るバックホーは、現場で燃料を給油するので、ある程度確認できると考えているとの回答でありました。

関連して、製材業者や個人経営の山林従事者が使用されている燃料は対象にならないのかとの問いに対しまして、この事業は、林業の担い手を対象としており、経営計画を

作成し、山の施策を積極的に進めている事業者を支援するものである。製材業者や個人経営の山林従事者は、事業所燃料費等支援金交付要綱の要件を満たせば申請可能であるとの回答でありました。

次に、今回の臨時交付金の使途について、県内他市町の状況を見ると、三木市や新温泉町では、1人当たり数千円の商品券やガソリン券などを配付されようとしている。物価高で皆さんに恩恵があるように、満遍なく個人給付をされる市町と、神河町のように、その中でも困っておられるところに手厚くするという2つの考え方がある。今回、神河町が範囲を絞ってでも手厚く支援をされようとする考え方を説明願いたいとの問いに対しまして、今回の臨時交付金は、国から限度額は6,600万円程度と示された。物価の影響で経済に影響が出ている事業所関係に重きを置き、生活者の支援については、特に低所得世帯と子育て世代に手厚く財源を充当したとの回答でありました。

次に、衛生費の公立神崎総合病院事業会計補助金1,800万円について、総務省の事例集も参考にして、確実に病院がよくなり、経営を改善できるように、実績があるコンサルタントに関わっていただき、病院の経営改善に努めていただきたいと考えるがとの問いに対しまして、コンサルタントは、プロポーザル方式で金額の大小だけではなく、提案内容を重視して選定したいと考えている。総務省から病院改善事例集が公表されており、それぞれの取組は参考にはなる。少し乱暴な言い方ではあるが、コンサル業者はどこに頼んでも関与している間は成功する。しかし、コンサルとの契約が終了し、病院が独自に運営していく状態になった後、その状態が続くか、病院によって違う。当院としては、コンサルに関与していただいている間に、今の病院の弱点を改善する制度を明確にし、契約終了後も病院独自に制度に沿って、確実に運営していけるようにしたいと考えている。コンサルのよしあしも大事であるが、最終的には病院の体制が一番重要であると考えているとの回答でありました。

次に、老人福祉費の地域介護拠点整備費補助金350万円について、によん神河の施設整備と説明があるが、現在の運営状況は役場で把握しているのかの問いに対しまして、によん神河の経営状況については、町が旧南小田小学校を貸与している関係で、定期的に社長面談し、状況を確認している。開設時の大規模改造の貸付金返済があと1年程度残っており、今後も修理や修繕などの設備投資が必要で、経営は非常に厳しいと聞いていると総務課長から回答がありました。

続いて、健康福祉課長から、によん神河のサービス付高齢者住宅は満室の状態、神河町のほか、市川町、福崎町からも入居されていると聞いている。今回、地域介護拠点整備費補助金で改修されるのは、デイサービスと訪問ヘルパー事業、ショートステイ事業を行っている小規模多機能居宅介護施設のショートステイ利用者の家族面会室の新設と聞いているとの回答でありました。

関連して、神河町にはほかにも高齢者福祉施設がたくさんあるが、補助金の申請や審査は公平に行われているのかの問いに対しまして、この補助メニューは兵庫県福祉部高

齢政策課から各事業所に周知されている。町にも同様に情報が入るので、各施設へメールで通知している。昨年度は、さくら介護センターがこの事業を活用し、非常用電源の整備をされたとの回答でありました。

次に、企画費の地域自治協議会設置運営事業負担金40万円について、越知谷ブロックの集落支援員に対するものと説明があった。5月の委員会では、越知谷ブロックと粟賀北ブロックから事務局の設置をしたい旨の要望があるとの説明を受けていたが、今回越知谷ブロックだけが計上されているのはなぜか、また、40万円の算出根拠は、長谷の集落支援員との違いは何かとの問いに対しまして、越知谷ブロック協議会の事務局の person 費として、負担金40万円を計上した。要綱では、地域自治協議会の事務局を専業とされる場合は最大240万円を、ほかに仕事をされて兼業となる場合は40万円と規定している。地域自治協議会事務局の専業、兼業について、要綱ではそれぞれの勤務時間は明記していない。金額は朝来市を参考にした。越知谷ブロックは、令和5年度に地域自治協議会を立ち上げたいと申請があったので、準備の経費として予算計上した。長谷地区の集落支援員の勤務状況は、週37.5時間の業務で週5日勤務していただいているとの回答でありました。

以上、質疑応答の概要報告をいたしました。これ以外の質疑応答、詳細な内容については、お手元の審査報告書に記載しておりますので御覧ください。また、タブレットには会議録が掲載されておりますので、併せて御確認ください。

これで、第56号議案、令和4年度神河町一般会計補正予算（第2号）の審査報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結いたします。

澤田委員長、御苦労さまでした。

これより討論に入ります。討論ございませんか。よろしいですか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第56号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第56号議案は、原案のとおり可決しました。

---

○議長（小寺 俊輔君） 次の日程に入る前に、第57号議案から第59号議案、第63号議案の各議案について、経過を説明します。

各議案については、6月14日の本会議において、町長から議案が上程され、提案説明があり、それぞれ質疑を行いました。先ほど第56号議案、令和4年度神河町一般会計補正予算（第2号）が可決されましたので、各議案について討論と採決を行うものです。

それでは、日程に戻ります。

---

#### 日程第2 第57号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第2、第57号議案、令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第57号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第57号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第3 第58号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第3、第58号議案、令和4年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第58号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第58号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第4 第59号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第4、第59号議案、令和4年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第59号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第59号議案は、原案のとおり可決しました。

---

日程第5 第63号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第5、第63号議案、令和4年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。よろしいですか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第63号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第63号議案は、原案のとおり可決しました。

---

日程第6 第64号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第6、第64号議案、令和4年度神河町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提案者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第64号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町一般会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。補正の要因は、浄化槽事業特別会計の設置に伴う予算の移行でございます。

歳入では、14款使用料及び手数料で、合併処理浄化槽補修受託分1,999万8,000円の減額。15款国庫支出金で、循環型社会形成推進交付金287万3,000円の減額。16款県支出金で、新生活排水フォローアップ作戦事業補助金15万9,000円の減額。21款諸収入で、浄化槽法定検査事務取扱金17万円の減額でございます。

歳出では、2款総務費で、過年度合併浄化槽使用料還付金1万円の減額。4款衛生費で、財源の繰出金3,180万9,000円の増額を含め、浄化槽管理事業経費2,319万円の減額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,320万円を減額

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 5 億 5, 5 1 9 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 9 番、藤原です。少し教えていただきたいことがあります。歳出のし尿処理費なんですけど、修繕費で多分 8 4 万ほど残ってると思います、当初に比べますと。今、全体で残っているのが約 1 8 3 万残ってて、需用費が 8 4 万ということなんで、その需用費の内訳を教えてくださいませんか。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。先ほどの御質問にお答えしたいと思います。

既に浄化槽は管理がもちろん 4 月 1 日から始まっておりまして、修繕でブローの取替えであったり、殺虫プレートの取替えを既に行っておりますので、その分の支出がもうしておりますので、その分だけが残ってるということでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑終了してよろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第 6 4 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第 6 4 号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第 7 第 6 5 号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 7、第 6 5 号議案、令和 4 年度神河町浄化槽事業特別会計予算を議題とします。

上程議案に対する提案者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 6 5 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 4 年度神河町浄化槽事業特別会計予算でございます。本予算は、生活

排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、町が行います浄化槽の適正な設置及び維持管理に関する事業の会計予算でございます。

予算の内容につきましては、歳入では、合併処理浄化槽の保守管理受託分の使用料1,999万8,000円、循環型社会形成推進交付金の国庫支出金287万3,000円、新・生活排水フォローアップ作戦事業補助金の県支出金15万9,000円、一般会計からの繰入金3,180万9,000円などを計上しております。

歳出では、管理整備費として、浄化槽の更新費を含む修繕費1,714万7,000円。浄化槽の管理委託料3,360万円。個人が設置されます浄化槽の設置補助金422万円などを計上しております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,500万9,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課の谷総でございます。第65号議案、令和4年度神河町浄化槽事業特別会計予算の内容につきまして説明をさせていただきます。

タブレットでは、16ページの令和4年度神河町浄化槽事業特別会計予算説明資料を御覧ください。

まず、この特別会計予算の事業内容でございますが、神河町が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として実施をいたします。

今年度の内容としましては、浄化槽の更新工事として、7人槽が5基、5人槽を1基予定しております。そのほか535基の浄化槽の管理委託料及び修繕、新設の浄化槽の新設費の補助として、7人槽が2基、5人槽2基を予定しております。

財源の内容としまして、国庫支出金が287万3,000円。先ほど町長も言いましたが、これは循環型社会形成推進交付金でございます。個人設置型で、補助としまして、7人槽の補助基本額46万2,000円の3分の1の補助率で1基当たり15万4,000円の2基分と、5人槽の補助基本額38万4,000円の補助率3分の1で、1基当たり12万8,000円の2基分。それと市町設置型としまして、7人槽の補助基本額108万円の3分の1の補助率で、1基当たり36万円の5基分。それから、5人槽の補助基本額88万2,000円の補助率3分の1で、1基当たり29万4,000円の1基分でございます。

次に、県支出金でございますが、これは国庫支出金の随伴補助となっております。新・生活排水フォローアップ作戦事業でございますが、補助対象基本額の1.5%で15

万9,000円としております。そのほか、下水道事業と同じ料金制度で使用料を頂きますので、1,999万8,000円を計上し、雑入として、浄化槽法定検査事務取扱金を17万円、その他を一般会計からの繰入金としております。

以上が内容説明でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。一般会計に引き続きまして、需用費の件についてお尋ねをいたします。

合併浄化槽の更新ということで、合計6基の分が予算計上されてるんですけども、その更新の仕方、工法をちょっと概要を教えてくださいませんか。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） それでは、藤原議員の御質問にお答えしたいと思います。

更新の工法ということでございますが、今現在、使っていただいている浄化槽がございまして、そのおうちそのおうちで、いろんなところに設置をされておりますが、基本は今設置されてる浄化槽の近くに新たな浄化槽を設置させていただいて、準備ができた段階でつなぎ込みを行うということで、浄化槽の使用ができない時間というのは、半日、長くても1日というふうに思っております。一番困りますのは、新たな設置場所がないところ、今現在設置してるところにもう一度設置し直すというパターンもございますが、今年度の6基については、隣に用地がございまして、何とかそれでいけると思いますが、今から530基ほど更新していくわけですけども、今現在のところに設置しなくてはいけない浄化槽もございます。その場合は、使用していただきながら、まず、浄化槽を撤去する準備をいたします。浄化槽の周りを掘削をいたしまして、取り除ける状態にしまして、入替えをする日には浄化槽を一時使用を中止していただきまして、新しい浄化槽を設置すると。新しい浄化槽は、今現在設置されてる浄化槽よりも、ほとんどの浄化槽が、性能がよくなっておりますので、小さいタイプになる予定でございます。ですから、今の浄化槽を取り上げると、スペース的には十分なスペースが確保できるということになりまして、新しく浄化槽を設置する基礎のコンクリートを打つ必要がございまして、これを今、実際の生のコンクリートではなくって、二次製品のコンクリートプレートを使うことで、プレートを置いてすぐに新しい浄化槽が設置できるということで、これも要領よくやれば1日で切替えの作業が行えるのかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。質問したかった意図は、会計法上、需用費の修繕料で計上していいのかということなんですけども、例えば、車に例えてみま

す。タイヤがちびたから交換します、これ、修繕ですね。エンジンが壊れたから元どおりのエンジンを置き換える、これも修繕だと思います。今使っている車がもう古くなって使いにくいから新しいものに替える、これ更新ですよ。今の課長さんの説明によりますと、いわゆる新しいものに替える、ごそっと替える、いわゆる今のある施設をいわゆる修繕するわけじゃないんですから、需用費の修繕費で上げるのが会計法上、正しいのか、例えば工事請負費として計上するのが正しいのか、その辺の考え方はどちらが正しいのでしょうか。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 修繕費で上げるのか工事費で上げるのかの議論は財政担当ともしてきたわけですが、更新ということで、設備の更新で修繕費で上げるほうがいいんじゃないかということで、修繕費で今回計上させていただいております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。修繕になるのか更新になるのかというような定義のお話でございます。

ケースにより、いろいろ違ってくるかなというふうには思います。ただ、今回の浄化槽部分につきましては、撤去の上に、その横のところに新たに設置するということが、総体を大きく見ますと、土地の敷地の中で修繕をしていくというような考え方でいくと、修繕というふうに理解してもいいのではないかとというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。会計法上の区分の仕方をちょっと正確にしてほしいんです。というのは、ほかの科目にしても同じような捉え方されてるのだったらおかしい話になりますし、一般会計でも修繕費が結構多いんですよ。それは更新で扱うべきものを、いわゆる工事費で扱うべきものを需用費に上げたりもされてますんで、そこをちょっと明確にしてほしいと思います。

それで、副町長にお尋ねしたいんですけど、これとしてね、本来はどちらが正しいのか。いわゆる今言いましたように、あるものを修繕して、また息長く使うんじゃないかと、全く新しいものに置き換えてしまうことでしょうか。ただつなぎ込みでするだけの話なんで、本来は、これ、更新、新規のものと扱うべきじゃないんでしょうか。副町長、修繕費の理解の仕方、ちょっと教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。御質問の意図のほうは理解したつもりであります。

物品であるとか、車両であるとか、機械製品であるとか、これは分かりやすいと思うんです。新しいものを買うのか、あるものを直すのかということです。これは分かりやすいんですが、今、黒田特命がお話しさせていただいたように、今回の合併浄化槽の更

新という行為、工法がいろいろあると、この部分的なパーツを直すのであれば当然修繕であろうということをおっしゃっていただいていると思うんですが、広い意味で、その敷地内にあるものを直していくという、替えていくということも加えてですけど、部分的に替えていく、合併浄化槽を替えていくんですが、その間、配管であるとか、既存のものも当然使っていくということになってきますんで、広い意味でいうと修繕であるというふうに捉えることが会計法上適切であろうというふうに財政も判断したということですので、そういう判断でいいのかなと思ってます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。関連してなんですけども、そうしましたら、18節の合併浄化槽設置補助金ということで、422万円ですか、計上されてるんですけども、先ほどこの区分で公設と個人というふうな説明があったように思うんですけども、もう一度、この補助金422万円の内訳を説明してください。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） この補助金は個人設置型の浄化槽に補助をあげる分でございます。7人槽2基、5人槽2基の補助となっております。この422万円の中には、国からは補助を更新分で受けますので、国庫補助も含んでの個人への補助金ということでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。そしたら、確認です。今回、令和4年度に至っては、新設の公設分はないというふうに理解してよろしいですか。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 今年度で公設分、市町設置分の新設はございません。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。そうしましたら、先ほどの藤原議員との兼ね合いなんですけども、公設の新設が出てきた場合は、当然工事請負費で計上ということよろしいですね。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） そのとおりでございます。新設の部分については、工事請負費ということになります。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑ございませんか。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。修繕になるんですか、今度はね。それで、設置当時、一番当初ですね、そのときには5人、6人と家族がおったわけなんです

けども、今は人口減少でかなり減っております。そういった中で、5人、6人の人数のときには、ちょっと大きいほうがいいですよという形の説明を受けて、私たちも8人槽を入れとるわけですね、ほとんどの方が。今度は、今2人、3人、また1人の家族になっております。そういったところで、槽を8人槽から5人槽、また、6人槽、そういうような小さくしていくことが考えられると思うんです。その辺のどこを聞きますと、先ほど藤原議員が言われてましたように、更新になるんかなと思ったりもするんですけど、この辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 安部議員の御質問にお答えしたいと思います。

浄化槽の何人槽というのは、建築の延べ床面積で基本決まります。ですが、更新の補助要綱の中に、現在の居住されている人数をよく勘案するよというふうな文言もございまして、それはちょっと県の建築指導課のほうと、協議を今からしていかななくてはいけないことだというふうに思っております。でも、基本は床面積ということで、多分今の大きな8人槽が入っておられると言われておりましたけども、建物の面積によって8人槽が決められたものだというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。私たち、設置したときは、家族が何人から8人槽にしなさいよというふうな指導を受けております。それはもう事実だと思います。今後、8人槽をそのまま置いとけば、また処理能力がどうかというんです。2人しか家族おらないのに、槽が大きかったら、処理能力があるのかどうか、その処理能力がない排水を川に流すというのは、非常に具合悪いところも発生するんかなと思ったりするんですけど、これについていかがでしょう。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 小さな、例えば5人槽を10人、20人の家族で使うということになりますと、処理能力不足ということになりますが、例えば10人槽を3人で使うということでしたら、全く問題なく機能されるというふうに思っております。そのとおり機能することになります。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑ございませんか。質疑を終結してよろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。よろしいですか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第65号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第65号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第8 議員派遣の件

○議長（小寺 俊輔君） 日程第8、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第129条に規定する議員派遣について、お手元に配付のとおり議員派遣を行う予定となっています。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、別紙のとおり議員派遣することに決定されました。

---

#### 日程第9 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

○議長（小寺 俊輔君） 日程第9、各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会、議会運営委員会の所管事務について、それぞれより、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査をしたい旨の申出がございます。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

---

○議長（小寺 俊輔君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

ここでお諮りします。今期定例会に付議された案件は全て議了しました。これで閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。

これをもちまして第108回神河町議会定例会を閉会します。

午前9時47分閉会

---

#### 議長挨拶

○議長（小寺 俊輔君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、6月14日に開会され、本日までの15日間の会期でありました。町長から提案されました議案は、諮問1件、報告3件、人事案件1件、条例の制定1件、

条例の一部改正 4 件、補正予算 8 件と本日追加提案されました一般会計補正予算、令和 4 年度浄化槽事業特別会計予算、合わせて計 20 件でありました。

一般会計補正予算（第 2 号）は、総務文教常任委員会に審査を付託し、精力的に審査をしていただき、その御苦勞に対しまして、厚くお礼申し上げます。

全議案とも議員各位の終始極めて慎重なる審議によりまして、適正、妥当な結論が得られました。議員各位の御精勵と御協力に対し、心より厚くお礼申し上げます。

また、一般質問には 6 名が登壇し、町政全般に執行機関に疑問点をただし、議員自らの政策提言を行いました。

町長をはじめ、執行部各位には、議案審議、一般質問に当たり、資料の提出、説明などに真摯なる態度で臨んでいただきましたことに深く敬意を表します。

審議の過程において議員各位から述べられました意見等につきましては、今後の町政に十分反映され、さらに住みよい神河町の実現に向け、引き続き御尽力賜りますよう切にお願い申し上げます。

さて、参議院選挙が 6 月 22 日に公示され、7 月 10 日が投開票となっております。国民の安全・安心を確保するための大切な選挙であります。政党、立候補者の政策について正しく判断し、私たちに与えられた大切な権利を投票により行使していきたいと思っております。

最後に、梅雨に入っておりますが、真夏のような暑い日が続いています。体調に御留意され、住民福祉の向上と町政発展のために御尽力賜りますよう祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

#### 町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、私からも第 108 回神河町議会定例会の閉会に当たり、一言お礼を兼ねまして、御挨拶申し上げます。

6 月 14 日から開会いたしました定例会におきまして、議員各位には、本会議並びに委員会を通じ、慎重審議くださいました御苦勞に対しまして、衷心より敬意と感謝を申し上げます。

今期定例会は、一般会計をはじめ、全ての案件を原案どおり承認可決賜り、誠にありがとうございました。今定例会本会議、委員会、一般質問で議員各位よりいただきました御意見、御提言、特に、現在準備を進めております地域自治協議会の設立、2050 年神河将来ビジョンにつきまして、それぞれ真摯に受け止め、取り組んでまいりますとともに、住民、職員、行政の心は一つを基本として、各種事業執行に努めてまいります。

まずは、コロナ対策臨時交付金事業の推進と、7 月からの 60 歳以上及び 60 歳未満の基礎疾患のある方への 4 回目のコロナワクチン接種、そして、未接種者に対する啓発にも取り組んでまいります。

終わりに、6 月 22 日公示されました参議院選挙は、7 月 10 日投開票となります。

ロシアのウクライナ侵攻、新型コロナ感染により、物価高騰、物不足が深刻化しようとしています。国においては、原油価格をはじめとした物価高騰に対する激変緩和措置を講じているところでございます。そんな中での地方創生推進や諸問題解決する上において、極めて重要な選挙であります。投票への啓発を強め、投票率向上に努めてまいりますとともに、今年の梅雨は空梅雨とも言われていましたが、既に関東甲信、東海、九州南部が観測史上最短を更新しているところでございます。その一方で、水不足も懸念されているところではございますが、いよいよ本格的な出水期に入ってまいります。行政として、集中豪雨に対する迅速な情報収集と住民への情報提供により一層努めてまいります。

また、これから暑さも厳しさを増してまいります。議員各位には、今後とも健康には十分御留意していただきまして、各種事業推進に対する御支援、御協力と町政発展のため、引き続き御活躍くださいますようお願い申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

午前 9 時 5 3 分

---